

第1回嬉野市議会定例会議案

令和5年2月28日提出

嬉 野 市

報告番号	提出年月日	報 告 名	頁
1	令和5年2月28日	専決処分（第2号）の報告について	1
2	〃	議決事件に該当しない契約の報告について	別冊

議案番号	提出年月日	議 案 名	頁
1	令和5年2月28日	専決処分（第1号）の承認を求めることについて	別冊
2	〃	嬉野市個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について	3
3	〃	嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	5
4	〃	嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	10
5	〃	嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	13
6	〃	嬉野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について	16
7	〃	嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	18
8	〃	嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	21
9	〃	嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	23
10	〃	嬉野市道の駅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	25
11	〃	嬉野市新庁舎建設基本計画について	27
12	〃	令和4年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）	別冊
13	〃	令和4年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	〃
14	〃	令和4年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	〃
15	〃	令和4年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）	〃
16	〃	令和4年度嬉野市下水道事業会計補正予算（第2号）	〃
17	〃	令和5年度嬉野市一般会計予算	〃
18	〃	令和5年度嬉野市国民健康保険特別会計予算	〃
19	〃	令和5年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算	〃
20	〃	令和5年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計予算	〃

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
21	令和5年2月28日	令和5年度嬉野市下水道事業会計予算	別冊
22	〃	損害賠償の額を定め和解することについて	28

諮問 番号	提出年月日	諮 問 名	頁
1	令和5年2月28日	人権擁護委員候補者の推薦について	29

報告第1号

専決処分（第2号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

専決処分第2号

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年1月27日

嬉野市長 村上 大祐

1 事故の内容

市の公用車が嬉野市役所塩田庁舎から国道498号（県道208号）へ右折で出る際、鹿島方面から直進して来た軽ワゴン車の運転席側に衝突し、損傷を与えた。

2 事故発生年月日

令和4年12月12日 午後1時25分頃

3 事故発生場所

嬉野市塩田町大字馬場下甲 国道498号 塩田庁舎出入口付近

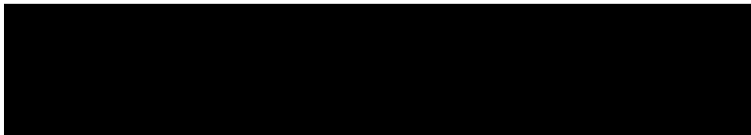
4 損害賠償額

金215,500円

5 過失割合

90パーセント

6 損害賠償の相手方



議決事件に該当しない契約の報告について

嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成 26 年嬉野市条例第 4 1 号）第 2 条の規定により下記のとおり報告する。

令和 5 年 2 月 28 日 提出

嬉野市長 村上 大祐

記

予定価格 1 3 0 万円以上の工事又は製造の請負契約（第 2 条第 1 項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額 (円)	契約の方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
1	総務・防災課	令和 4 年度 有蓋防火水槽（下吉田地区）設置工事	嬉野町大字下野地内	13,970,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙 969-1 中野建設(株) 代表取締役 中野 淳一	令和 4 年 11 月 14 日	令和 4 年 11 月 14 日 ～ 令和 5 年 3 月 24 日
2	文化・スポーツ振興課	令和 4 年度 嬉野市社会文化会館玄関ホール照明器具取替工事	嬉野市社会文化会館	2,640,000	指名競争入札	武雄市東川登町大字永野字大坪 1000-3 (株)佐電工 武雄営業所 所長 古賀 大八郎	令和 4 年 12 月 2 日	令和 4 年 12 月 2 日 ～ 令和 5 年 2 月 28 日
3	農業政策課	令和 4 年度 ハウス団地基盤整備事業に伴う付帯工事（2 期）	塩田町大字馬場下地内	7,106,000	随意契約	嬉野市塩田町大字五町田甲 269 山口建設(株) 代表取締役 山口 貞彦	令和 5 年 1 月 24 日	令和 5 年 1 月 24 日 ～ 令和 5 年 3 月 30 日
4	建設課	4 改第 6 号市道大牟田線道路改良工事	塩田町大字真崎地内	5,060,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字真崎 1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	令和 5 年 1 月 26 日	令和 5 年 1 月 26 日 ～ 令和 5 年 3 月 24 日
5	建設課	4 道第 4 号橋山橋橋梁補修工事	塩田町大字五町田地内	60,830,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字五町田甲 269 山口建設(株) 代表取締役 山口 貞彦	令和 4 年 11 月 16 日	令和 4 年 11 月 16 日 ～ 令和 5 年 3 月 20 日
6	建設課	4 道第 3 号平古場橋橋梁補修工事	嬉野町大字岩屋川内地内	22,110,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野丙 1746 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	令和 4 年 11 月 15 日	令和 4 年 11 月 15 日 ～ 令和 5 年 3 月 20 日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
令和5年第1回定例会 7	建設課	令和4年度社会資本整備総合交付金事業立石住宅下水道接続工事	嬉野町大字岩屋川内地内	5,940,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙546 (有)山中 代表取締役 山中 岩男	令和4年11月30日	令和4年11月30日 ～ 令和5年3月15日
8	建設課	令和4年度(R3線)災害関連地域防災がけ崩れ対策事業美野地区工事	塩田町大字五町田地内	6,655,000	指名競争入札	佐賀市高木瀬町大字長瀬926-5 (株)共和テック佐賀支店 支店長 荒川直丞	令和4年12月20日	令和4年12月20日 ～ 令和5年3月20日
9	新幹線・まちづくり課	令和4年度 都市公園施設長寿命化対策支援事業嬉野総合運動公園防護柵改修工事	嬉野町大字下宿地内	8,085,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原 康一	令和5年1月16日	令和5年1月16日 ～ 令和5年3月17日
10	新幹線・まちづくり課	令和4年度 都市公園施設長寿命化対策支援事業北部公園照明灯改修工事	塩田町大字久間地内	2,979,900	指名競争入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲480-2 (株)松尾電機 代表取締役 松尾 一弘	令和4年12月27日	令和4年12月27日 ～ 令和5年3月10日
11	新幹線・まちづくり課	令和4年度 道の駅うれしの まるく 急速充電器設置工事	嬉野町大字下宿地内	5,450,000	随意契約	嬉野市塩田町大字谷所乙3263 大久保電機(株) 嬉野営業所 所長 松本 皓平	令和5年1月11日	令和5年1月11日 ～ 令和5年1月31日
12	新幹線・まちづくり課	令和4年度 嬉野温泉駅交通広場交通島内張芝工事	嬉野町大字下宿地内	2,959,000	随意契約	佐賀市嘉瀬町大字扇町2617番地の7 (株)葉隠緑化建設 代表取締役 久保 和則	令和4年11月25日	令和4年11月25日 ～ 令和5年3月17日
13	新幹線・まちづくり課	令和4年度 西口駅前広場及び駐車場案内サイン設置工事	嬉野町大字下宿地内	16,896,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株) 嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	令和4年11月28日	令和4年11月28日 ～ 令和5年2月28日
14	新幹線・まちづくり課	令和4年度 嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業8街区造成工事	嬉野町大字下宿地内	16,060,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙969-1 中野建設(株) 代表取締役 中野 淳一	令和5年1月17日	令和5年1月17日 ～ 令和5年3月24日
15	新幹線・まちづくり課	令和4年度(R3線越) 嬉野温泉駅西口駐車場排水整備工事	嬉野町大字下宿地内	7,788,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	令和5年1月17日	令和5年1月17日 ～ 令和5年3月24日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 令和5年 第1回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
16	農林整備課	令和2年災 209-115号 大舟水路災害復旧工事	嬉野町大字 不動山内	3,960,000	随意契約	嬉野市嬉野町大字下宿乙969-1 中野建設(株) 代表取締役 中野 淳一	令和5年1月10日	令和5年1月10日 ～ 令和5年3月24日
17	農林整備課	令和3年災 209-27峰農地災害復旧工事	嬉野町大字 岩屋川内 地内	7,975,000	随意契約	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	令和4年12月6日	令和4年12月6日 ～ 令和5年3月24日
18	農林整備課	令和3年災 209-2武藤1号農地災害復旧工事	嬉野町大字 下宿地内	8,085,000	随意契約	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株) 嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	令和4年12月12日	令和4年12月12日 ～ 令和5年3月24日
19	環境下水道課	令和4年度 嬉野浄化センター 整流器盤更新工事	嬉野町大字 下宿地内	10,890,000	随意契約	福岡県福岡市東区社領一丁目9番16号 (株)明興テクノス 福岡支店 支店長 弓指 太	令和4年11月16日	令和4年11月16日 ～ 令和5年3月24日
20	環境下水道課	令和4年度 農業集落排水事業 五町田・谷所地区 監視通報装置更新工事	塩田町大字 五町田・谷 所地内	28,710,000	指名競争 入札	佐賀市唐人2丁目5-8 (株)西島製作所 佐賀支店 支店長 矢倉 俊宏	令和4年12月27日	令和4年12月27日 ～ 令和5年3月24日
21	環境下水道課	令和4年度 嬉野市営浄化槽事業 R4-060号浄化槽 設置工事	嬉野町大字 下宿地内	3,135,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲1836 (有)高嶋ポンプ店 代表取締役 高島 義孝	令和4年12月28日	令和4年12月28日 ～ 令和5年2月28日
22	教育総務課	令和4年度吉田小学校ﾌﾟｰﾙ循環ろ過装置取替工 事	嬉野町大字 吉田	7,920,000	指名競争 入札	佐賀市北川副町大字江上186-1 (株)アイワ 代表取締役 福岡 龍一郎	令和4年11月30日	令和4年11月30日 ～ 令和5年3月31日
23	教育総務課	令和4年度大規模改造(空調) 塩田小学校空調 設備更新工事	塩田町大字 馬場下	7,018,000	指名競争 入札	鹿島市大字高津原41-3 (株)宮園電工 代表取締役 花島 光喜	令和4年12月27日	令和4年12月27日 ～ 令和5年3月31日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 令和5年 第1回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
24	教育総務課	令和4年度街なみ環境整備事業塩田山下線及び生蓮寺・みなと広場消火栓設置工事	塩田町大字馬場下地内	11,858,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字五町田乙4-2 (株)西野設備 代表取締役 西野 和博	令和4年11月28日	令和4年11月28日 ～ 令和5年3月24日

- ・履行の場所： 庁内の場合は所属の名称、庁外の場合は実施場所
- ・契約の金額： 消費税を含む契約総額
- ・契約の方法： 一般競争入札、条件付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別

議案第1号

専決処分（第1号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

専決処分第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度嬉野市の一般会計補正予算（第8号）を次のとおり専決処分する。

令和5年1月20日

嬉野市長 村上 大祐

令和4年度 嬉野市一般会計補正予算（第8号）

令和4年度嬉野市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,813千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,577,422千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入歳出予算補正

第1表(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,008,416	11,208	3,019,624
	1 国庫負担金	2,039,209	11,208	2,050,417
16 県支出金		1,678,667	2,802	1,681,469
	1 県負担金	787,523	2,802	790,325
19 繰入金		2,050,492	2,803	2,053,295
	2 基金繰入金	2,042,685	2,803	2,045,488
歳入	合計	20,560,609	16,813	20,577,422

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		1,421,877	16,813	1,438,690
	1 保健衛生費	569,097	16,813	585,910
歳出	合計	20,560,609	16,813	20,577,422

議案第 2 号

嬉野市個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

嬉野市個人情報保護審査会条例（令和 4 年嬉野市条例第 1 7 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 5 年 2 月 2 8 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

嬉野市個人情報保護審査会条例（令和４年嬉野市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１号を加える。

- （３） 嬉野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年嬉野市条例第 号）第４５条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること及び同条例第５０条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

第７条第１項中「同条第１項」の次に「又は嬉野市議会の個人情報の保護に関する条例第４５条及び第５０条」を加え、「（議会を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

議案第 3 号

嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年嬉野市条例第 30 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 5 年 2 月 28 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 佐賀県人事委員会の勧告に鑑み、嬉野市会計年度任用職員について給与改定を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年嬉野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

号給	給料月額
1	150,100円
2	151,300円
3	152,500円
4	153,600円
5	154,700円
6	155,900円
7	157,000円
8	158,100円
9	159,100円
10	160,500円
11	161,900円
12	163,200円
13	164,400円
14	165,900円
15	167,500円
16	169,100円
17	170,200円
18	171,600円
19	173,100円
20	174,500円
21	175,800円
22	178,400円
23	180,900円

24	183,500円
25	185,900円
26	187,600円
27	189,300円
28	190,900円
29	192,300円
30	194,100円
31	195,800円
32	197,400円
33	199,000円
34	200,400円
35	201,700円
36	203,100円
37	204,400円
38	205,600円
39	206,800円
40	208,000円
41	209,400円
42	210,700円
43	212,000円
44	213,200円
45	214,400円
46	215,700円
47	217,000円
48	218,200円
49	219,200円
50	220,400円
51	221,300円
52	222,300円
53	223,300円

5 4	2 2 4, 2 0 0 円
5 5	2 2 5, 1 0 0 円
5 6	2 2 6, 0 0 0 円
5 7	2 2 6, 3 0 0 円
5 8	2 2 7, 1 0 0 円
5 9	2 2 7, 8 0 0 円
6 0	2 2 8, 6 0 0 円
6 1	2 2 9, 2 0 0 円
6 2	2 3 0, 0 0 0 円
6 3	2 3 0, 7 0 0 円
6 4	2 3 1, 3 0 0 円
6 5	2 3 1, 9 0 0 円
6 6	2 3 2, 6 0 0 円
6 7	2 3 3, 2 0 0 円
6 8	2 3 4, 0 0 0 円
6 9	2 3 4, 7 0 0 円
7 0	2 3 5, 3 0 0 円
7 1	2 3 5, 9 0 0 円
7 2	2 3 6, 5 0 0 円
7 3	2 3 7, 2 0 0 円
7 4	2 3 7, 9 0 0 円
7 5	2 3 8, 7 0 0 円
7 6	2 3 9, 4 0 0 円
7 7	2 4 0, 1 0 0 円
7 8	2 4 0, 9 0 0 円
7 9	2 4 1, 7 0 0 円
8 0	2 4 2, 5 0 0 円
8 1	2 4 3, 1 0 0 円
8 2	2 4 3, 9 0 0 円
8 3	2 4 4, 6 0 0 円

84	245,300円
85	246,000円
86	246,700円
87	247,400円
88	248,100円
89	248,700円
90	249,300円
91	249,800円
92	250,300円
93	250,600円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 4 号

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例について

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年
嬉野市条例第 28 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 5 年 2 月 28 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 民法（明治 29 年法律第 89 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令
第 61 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年嬉野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、

これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第 5 号

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年嬉野市条例第 29 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 5 年 2 月 28 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 民法（明治 29 年法律第 89 号）、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年嬉野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に、「同項第2号又は第3号」を「同条第2号又は第3号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」

を「第19条第2号」に、「第19条第1項第1号又は第2号」を「第19条第1号又は第2号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第1号又は同項第3号」を「第19条第1号又は同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

嬉野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

嬉野市子ども・子育て会議条例（平成 25 年嬉野市条例第 44 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 5 年 2 月 28 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

嬉野市子ども・子育て会議条例（平成25年嬉野市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第3項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 7 号

嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年嬉野市条例第30号）の一部を別紙のように改正する。

令和5年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働
省令第63号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年嬉野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課
後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、
職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成
事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓
練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画
（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必
要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するととも
に、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が
図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しな
ければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じ
て安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等の
ための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗
車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方
法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、
感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施
するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条
において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な

措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第 8 号

嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例について

嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（平成 1 8 年嬉野市条例第 1
0 4 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 5 年 2 月 2 8 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 佐賀県重度心身障害者医療助成費補助金交付要綱の一部改正に伴い、条例の
一部を改正する必要がある。

嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例

嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（平成18年嬉野市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「知的障害の程度が標準化された知能検査によって測定された知能指数（以下「判定知能指数」という。）の35以下の者」を「障害程度が佐賀県療育手帳制度要綱（昭和49年1月21日施行）第9条の規定に基づく佐賀県療育手帳取扱要領第2の2に定める「A」に該当する者」に改め、同条第4号中「判定知能指数」を「標準化された知能検査によって測定された知能指数」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、判定知能指数35以下の者であって療育手帳Bに該当する者であるもののうち、現に受給資格の登録を受けている者については、当分の間、助成対象とする。

議案第 9 号

嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

嬉野市国民健康保険条例（平成 1 8 年嬉野市条例第 1 0 5 号）の一部を別紙のよ
うに改正する。

令和 5 年 2 月 2 8 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 健康保険法施行令（大正 1 5 年勅令第 2 4 3 号）の一部改正に伴い、条例の
一部を改正する必要がある。

嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

嬉野市国民健康保険条例（平成18年嬉野市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第10号

嬉野市道の駅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市道の駅等の設置及び管理に関する条例（令和4年嬉野市条例第1号）の一部を別紙のように改正する。

令和5年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 道の駅うれしの まるくにおいて、利用者の手荷物配送サービスを行うため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市道の駅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市道の駅等の設置及び管理に関する条例（令和4年嬉野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出し、同条、第14条の見出し並びに同条中「販売手数料」を「手数料」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第13条関係）

区分	手数料の額
観光・交流施設販売手数料	売上高の30%の範囲で市長が定める額
手荷物配送手数料	1個につき500円

備考 この表に定める手数料には、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含む。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

嬉野市新庁舎建設基本計画について

嬉野市新庁舎建設基本計画を別紙のとおり定めたいので、嬉野市議会基本条例(平成 2 1 年嬉野市条例第 1 6 号)第 8 条第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 2 8 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市新庁舎建設基本計画の策定のため、嬉野市議会基本条例の規定により、議会の議決が必要である。

令和4年度 嬉野市一般会計補正予算（第9号）

令和4年度嬉野市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ344,003千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,921,425千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和5年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳入歳出予算補正

第1表(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		2,481,147	67,562	2,548,709
	1 市民税	1,007,622	45,628	1,053,250
	3 軽自動車税	105,448	8,593	114,041
	5 入湯税	46,306	13,341	59,647
2 地方譲与税		106,900	7,460	114,360
	1 地方揮発油譲与税	20,000	4,000	24,000
	2 自動車重量譲与税	66,000	3,000	69,000
	3 森林環境譲与税	20,900	460	21,360
4 配当割交付金		4,000	2,112	6,112
	1 配当割交付金	4,000	2,112	6,112
6 法人事業税交付金		25,097	5,912	31,009
	1 法人事業税交付金	25,097	5,912	31,009
7 地方消費税交付金		520,000	105,963	625,963
	1 地方消費税交付金	520,000	105,963	625,963
8 環境性能割交付金		8,100	△1,231	6,869
	1 環境性能割交付金	8,100	△1,231	6,869
11 地方交付税		4,869,321	104,933	4,974,254
	1 地方交付税	4,869,321	104,933	4,974,254
13 分担金及び負担金		97,261	△5,571	91,690
	2 負担金	88,058	△5,571	82,487
14 使用料及び手数料		248,143	192	248,335
	1 使用料	45,979	△218	45,761
	2 手数料	202,164	410	202,574
15 国庫支出金		3,019,624	△190,040	2,829,584

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 国庫負担金	2,050,417	△153,414	1,897,003
	2 国庫補助金	963,772	△36,626	927,146
16 県支出金		1,681,469	657,079	2,338,548
	1 県負担金	790,325	△22,932	767,393
	2 県補助金	810,679	683,089	1,493,768
	3 委託金	80,465	△3,078	77,387
17 財産収入		29,674	8,083	37,757
	1 財産運用収入	28,670	△6,212	22,458
	2 財産売却収入	1,004	14,295	15,299
18 寄附金		3,501,003	100	3,501,103
	1 寄附金	3,501,003	100	3,501,103
19 繰入金		2,053,295	△367,077	1,686,218
	1 特別会計繰入金	7,807	71,808	79,615
	2 基金繰入金	2,045,488	△438,885	1,606,603
21 諸収入		470,807	19,026	489,833
	5 雑入	244,122	19,026	263,148
22 市債		557,783	△70,500	487,283
	1 市債	557,783	△70,500	487,283
歳入	合計	20,577,422	344,003	20,921,425

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		148,297	△2,568	145,729
	1 議会費	148,297	△2,568	145,729
2 総務費		6,024,369	159,980	6,184,349
	1 総務管理費	5,683,058	164,946	5,848,004
	2 徴税費	185,268	△937	184,331
	4 選挙費	45,150	△3,848	41,302
	6 監査委員費	14,717	△181	14,536
3 民生費		6,186,991	△251,955	5,935,036
	1 社会福祉費	2,988,616	△42,607	2,946,009
	2 児童福祉費	2,580,464	△158,685	2,421,779
	3 生活保護費	617,811	△50,782	567,029
	4 災害救助費	100	119	219
4 衛生費		1,438,690	△33,369	1,405,321
	1 保健衛生費	585,910	△5,830	580,080
	2 清掃費	759,461	△1,539	757,922
	3 上水道費	93,319	△26,000	67,319
6 農林水産業費		944,945	696,946	1,641,891
	1 農業費	873,499	696,173	1,569,672
	2 林業費	71,266	773	72,039
7 商工費		737,243	△45,111	692,132
	1 商工費	737,243	△45,111	692,132
8 土木費		1,689,922	△11,693	1,678,229
	2 道路橋りょう費	322,105	5,590	327,695
	4 都市計画費	1,236,085	△17,283	1,218,802

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消防費		487,106	△2,738	484,368
	1 消防費	487,106	△2,738	484,368
10 教育費		1,064,115	△9,450	1,054,665
	1 教育総務費	215,851	△1,786	214,065
	2 小学校費	232,956	△3,805	229,151
	3 中学校費	103,438	4,685	108,123
	4 社会教育費	273,407	△12	273,395
	5 保健体育費	238,463	△8,532	229,931
11 災害復旧費		415,272	△136,704	278,568
	1 農林水産施設災害復旧費	206,533	10,296	216,829
	2 公共土木施設災害復旧費	208,739	△147,000	61,739
12 公債費		1,402,250	△19,335	1,382,915
	1 公債費	1,402,250	△19,335	1,382,915
歳	出	合	計	
		20,577,422	344,003	20,921,425

第 2 表 継続費補正

(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎整備関連事業	35,000	令和4年度	20,935	25,487	令和4年度	16,549
				令和5年度	14,065		令和5年度	8,938
2 総務費	2 徴税費	路線価評価替時点修正業務	14,000	令和4年度	7,000	12,870	令和4年度	6,435
				令和5年度	7,000		令和5年度	6,435
3 民生費	1 社会福祉費	障がい者福祉計画策定業務	4,727	令和4年度	1,900	4,290	令和4年度	1,705
				令和5年度	2,827		令和5年度	2,585
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	市道永尾線地すべり災害復旧事業	400,000	令和4年度	148,000	400,000	令和4年度	1,000
				令和5年度	126,000		令和5年度	273,000
				令和6年度	126,000		令和6年度	126,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	地すべり調査観測測量設計業務（木場地区）	62,200	令和3年度	28,600	69,500	令和3年度	28,600
				令和4年度	33,600		令和4年度	33,600
							令和5年度	7,300

第 3 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	障がい者支援施設運営支援事業	960
3 民生費	1 社会福祉費	介護保険施設運営支援事業	1,675
3 民生費	2 児童福祉費	認定こども園整備事業	201,657
3 民生費	2 児童福祉費	保育所等給食費支援事業	3,000
3 民生費	2 児童福祉費	原油価格高騰対策支援事業	1,807
6 農林水産業費	1 農業費	肥料価格高騰対策事業	5,000
6 農林水産業費	1 農業費	産地生産基盤パワーアップ事業	616,873
6 農林水産業費	1 農業費	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	1,134
6 農林水産業費	1 農業費	農村地域防災減災事業	186,891
6 農林水産業費	1 農業費	農業基盤整備促進事業	14,191
7 商工費	1 商工費	源泉集中管理事業	24,882
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道新設改良事業	40,400
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路メンテナンス事業	65,900

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		57,312	△308	57,004
	1 総務管理費	52,978	△308	52,670
2 保険給付費		2,657,029	23,281	2,680,310
	1 療養諸費	2,275,972	8,406	2,284,378
	2 高額療養費	369,610	14,875	384,485
8 諸支出金		13,682	89,223	102,905
	1 償還金及び還付加算金	6,302	17,415	23,717
	2 繰出金	7,380	71,808	79,188
歳 出	合 計	3,699,850	112,196	3,812,046

歳入歳出予算補正

第1表(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		2,784,330	23,281	2,807,611
	1 県補助金	2,784,330	23,281	2,807,611
6 繰入金		296,363	88,091	384,454
	1 他会計繰入金	296,362	△23,210	273,152
	2 基金繰入金	1	111,301	111,302
8 諸収入		7,105	825	7,930
	2 雑入	5,104	825	5,929
9 市債		1	△1	0
	1 財政安定化基金貸付金	1	△1	0
歳入	合計	3,699,850	112,196	3,812,046

令和4年度 嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和4年度嬉野市の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112,196千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,812,046千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の廃止は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

第 5 表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過年（R3 災）林道災害復旧事業	千円 700	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
交通安全対策事業	3,600	〃	〃	〃

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
現年公共土木施設災害復旧事業	千円 50,300	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 17,800	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
排水機場維持管理	6,000	〃	〃	〃	8,000	〃	〃	〃
学校施設空調設備改修事業	3,900	〃	〃	〃	8,700	〃	〃	〃
合併特例債	234,100	〃	〃	〃	211,000	〃	〃	〃
水道事業一般会計出資債	72,300	〃	〃	〃	46,300	〃	〃	〃

第 4 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
在宅当番医制事業に係る保険料	令和 5 年度	予算で定める額
ごみ袋製造に係る委託料	令和 5 年度	予算で定める額
道の駅等運營業務に係る委託料	令和 5 年度	予算で定める額

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	交通安全対策事業	9,500
8 土木費	3 河川費	急傾斜地崩壊防止事業	1,500
8 土木費	4 都市計画費	公園施設長寿命化対策支援事業	13,000
8 土木費	4 都市計画費	嬉野温泉駅周辺整備事業	23,032
10 教育費	3 中学校費	空調設備改修(吉田中)	7,300
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	過年(R3災)農地・施設災害復旧事業	137,189
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	過年(R3災)林道災害復旧事業	10,296
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	現年公共土木施設災害復旧事業	2,500

第 2 表 地方債補正

(廃止)

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	備 考
国民健康保険事業 (財政安定化基金貸付金)	千円 1	普通貸借又は 証券発行	無利子	佐賀県国民健康保険財政安定 化基金条例に定められた融資 条件による。ただし、市財政 の都合により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は繰上償 還もしくは低利に借換えする ことができる。	千円 —	—	—	—	財源振替

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土木費		164,843	△7,292	157,551
	1 都市計画費	164,843	△7,292	157,551
歳出	合計	219,658	△7,292	212,366

令和4年度 嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和4年度嬉野市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,817千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ400,705千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 土木費	1 都市計画費	区画整理事業	105,001

歳入歳出予算補正

第1表(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		130,646	△1,817	128,829
	1 一般会計繰入金	130,646	△1,817	128,829
歳入	合計	402,522	△1,817	400,705

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		397,407	△1,817	395,590
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	397,407	△1,817	395,590
歳出	合計	402,522	△1,817	400,705

令和 4 年度 嬉野市嬉野都市計画事業
嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度嬉野市の嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7, 292 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 212, 366 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 5 年 2 月 28 日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳入歳出予算補正

第1表(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		15	10	25
	2 財産運用収入	14	10	24
2 繰入金		215,560	△7,302	208,258
	1 一般会計繰入金	215,560	△7,302	208,258
歳入	合計	219,658	△7,292	212,366

令和4年度 嬉野市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度嬉野市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度嬉野市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		千円	千円	千円
第1款	下水道事業収益	792,617	1,335	793,952
第1項	営業収益	193,164	△671	192,493
第2項	営業外収益	595,837	2,006	597,843

		支 出		
(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		千円	千円	千円
第1款	下水道事業費用	785,375	△4,131	781,244
第1項	営業費用	685,831	△4,131	681,700

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額179,775千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,434千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額183,751千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,206千円」に「当年度分損益勘定留保資金133,219千円で補てんするものとする。」を「当年度分損益勘定留保資金136,423千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		千円	千円	千円
第1款	資本的収入	411,713	△3,950	407,763
第5項	負担金等	18,140	△3,950	14,190

		支 出		
(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		千円	千円	千円
第1款	資本的支出	591,488	26	591,514
第1項	建設改良費	216,881	26	216,907

令和5年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

令和4年度 嬉野市下水道事業会計予算実施計画変更
 収益的收入及び支出
 支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 費用			(千円) 785,375	△ 4,131	(千円) 781,244	
	1 営業費用		685,831	△ 4,131	681,700	
		1 管きよ費	37,066	△ 3,342	33,724	
		2 処理場費	242,383	△ 2,300	240,083	
		3 総係費	35,060	△ 116	34,944	
		5 資産減耗費	0	1,627	1,627	

令和4年度 嬉野市下水道事業会計予算実施計画変更
資本的收入及び支出
収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的收入			(千円) 411,713	(千円) △ 3,950	(千円) 407,763	
	5 負担金等		18,140	△ 3,950	14,190	
		1 農業集落排水加入者分担金	1,500	△ 300	1,200	
		2 公共下水道加入者負担金	3,750	1,050	4,800	
		3 市営浄化槽加入者分担金	12,890	△ 5,000	7,890	
		4 農業集落排水新規加入金	0	300	300	

令和4年度 嬉野市下水道事業会計補正予算（第2号）説明書
 収益的收入及び支出
 収 入

款	項	目	既決予算額	補正予算額	計	説 明		
						節	金額	備 考
			(千円)	(千円)	(千円)		(千円)	(千円)
1 下水道事業 収益			792,617	1,335	793,952			
	1 営業収益		193,164	△ 671	192,493			
		1 下水道使用 料	181,951	1,000	182,951			
			農業集落排 水使用料				1,000	農業集落排水使 用料 1,000
		2 補助金	10,250	△ 1,671	8,579			
	国庫補助金					△ 1,671	公共下水道国庫 補助金 △1,671	
	2 営業外収益		595,837	2,006	597,843			
		2 長期前受金 戻入	193,303	943	194,246			
			長期前受金 戻入				943	長期前受金の収 益化 943
		4 消費税及び 地方消費税 還付金	7,076	1,063	8,139			
消費税及び 地方消費税 還付金					1,063	消費税及び地方 消費税還付金 (令和4年度分) 1,063		

令和4年度 嬉野市下水道事業会計予定損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

下水道事業会計		(単位 円)	
1	営業収益		
	(1) 下水道使用料等	166,319,092	
	(2) 補助金	8,579,000	
	(3) その他営業収益	<u>908,455</u>	175,806,547
2	営業費用		
	(1) 管きよ費	31,567,278	
	(2) 処理場費	220,835,471	
	(3) 総係費	33,651,279	
	(4) 減価償却費	371,322,000	
	(5) 資産減耗費	<u>1,627,000</u>	<u>659,003,028</u>
	営業損失		483,196,481
3	営業外収益		
	(1) 他会計補助金	395,454,000	
	(2) 長期前受金戻入	194,246,000	
	(3) 雑収益	<u>3,886</u>	589,703,886
4	営業外費用		
	(1) 支払利息及び企業債 取扱諸費	86,981,000	
	(2) 雑支出	<u>9,175,547</u>	<u>96,156,547</u>
	経常利益		10,350,858
5	特別利益		
	(1) 過年度損益修正益	0	
	(2) その他特別利益	<u>3,616,000</u>	3,616,000
6	特別損失		
	(1) 過年度損益修正損	0	
	(2) その他特別損失	<u>7,663,000</u>	<u>7,663,000</u>
	当年度純利益		6,303,858
	前年度繰越利益剰余金		<u>0</u>
	当年度未処分利益剰余金		<u><u>6,303,858</u></u>

(単位 円)

負債の部

3. 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良等企業債	4,605,764,549		
固定負債 合計			4,605,764,549
4. 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良等企業債	390,673,083		
(2) 未払金	22,297,914		
(3) 前受金	0		
(4) 引当金			
イ 賞与引当金	2,322,540		
ロ 法定福利費引当金	439,460	2,762,000	
流動負債 合計			415,732,997
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金	5,835,717,506		
(2) 長期前受金収益化 累計額		△ 194,246,000	
繰延収益 合計			5,641,471,506
負債 合計			<u>10,662,969,052</u>

資本の部

6. 資本金			
(1) 固有資本金	593,208,318		
(2) 繰入資本金	158,110,000		
資本金合計			751,318,318
7. 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 他会計補助金	58,303,365		
ロ 国庫補助金	13,741,208		
資本剰余金合計		72,044,573	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分剰余金	6,303,858		
利益剰余金合計		6,303,858	
剰余金合計			78,348,431
資本合計			<u>829,666,749</u>
負債・資本合計			<u>11,492,635,801</u>

令和4年度 嬉野市下水道事業会計予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

下水道事業会計

(単位 円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		443,717,959	
ロ 建物	355,137,255		
減価償却累計額	<u>△ 10,702,080</u>	344,435,175	
ハ 構築物	10,075,931,596		
減価償却累計額	<u>△ 273,624,640</u>	9,802,306,956	
ニ 機械及び装置	914,551,339		
減価償却累計額	<u>△ 86,309,280</u>	828,242,059	
ホ 工具器具及び備品	287,749		
減価償却累計額	<u>△ 2,000</u>	285,749	
ヘ 建設仮勘定		<u>0</u>	
有形固定資産合計		<u>11,418,987,898</u>	
固定資産合計			<u>11,418,987,898</u>

2. 流動資産

(1) 現金預金		46,918,600	
(2) 未収金		27,599,303	
(3) 前払金		0	
(4) 貸倒引当金		<u>△ 870,000</u>	
流動資産合計			<u>73,647,903</u>
資産合計			<u><u>11,492,635,801</u></u>

令和4年度 嬉野市下水道事業会計予定キャッシュフロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

下水道事業会計 間接法 (単位 円)

I 業務活動によるキャッシュフロー	
当年度純利益	6,303,858
減価償却費	371,322,000
固定資産除却費	1,627,000
賞与引当金の増加額 (△は減少)	2,322,540
法定福利費引当金の増加額 (△は減少)	439,460
貸倒引当金の増加額 (△は減少)	870,000
長期前受金戻入額	△ 194,246,000
支払利息及び企業債取扱費	86,981,000
営業及び営業外未収金増減額 (△は増加)	6,343,547
営業及び営業外未払金増減額 (△は減少)	△ 19,742,701
小計	262,220,704
支払利息及び企業債取扱諸費	△ 86,981,000
業務活動によるキャッシュフロー①	175,239,704
II 投資活動によるキャッシュフロー	
固定資産取得・建設改良事業等実施額	△ 198,337,735
他会計補助金による収入	37,569,000
国庫補助金による収入	61,231,456
工事負担金による収入	14,190,000
投資活動によるキャッシュフロー②	△ 85,347,279
III 財務活動によるキャッシュフロー	
企業債による収入	126,300,000
他会計出資金による収入	158,110,000
企業債の償還による支出	△ 374,603,744
財務活動によるキャッシュフロー③	△ 90,193,744
IV現金預金の減少額④=①+②+③	△ 301,319
V現金預金の期首残高	47,219,919
VI現金預金の期末残高	46,918,600

令和4年度 嬉野市下水道事業会計予算実施計画変更
資本的收入及び支出
支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			(千円) 591,488	(千円) 26	(千円) 591,514	
	1 建設改良費		216,881	26	216,907	
		2 処理場建設改良費	161,203	26	161,229	

令和4年度 嬉野市下水道事業会計補正予算（第2号）説明書
 収益的收入及び支出
 支 出

款	項	目	既決予算額	補正予算額	計	説 明		
						節	金 額	備 考
			(千円)	(千円)	(千円)		(千円)	(千円)
1	下水道事業費用		785,375	△ 4,131	781,244			
	1	営業費用	685,831	△ 4,131	681,700			
		1	管きよ費	37,066	△ 3,342	33,724	委託料	△ 3,342 ストックマネジメント △3,342
		2	処理場費	242,383	△ 2,300	240,083	備用品費	△ 1,500 薬品、消耗器材費 △1,500
						動力費	2,200 電力料 2,200	
						委託料	△ 3,000 施設維持管理 (市営浄化槽) △3,000	
		3	総係費	35,060	△ 116	34,944	負担金	△ 116 会費負担金 △116
		5	資産減耗費	0	1,627	1,627	固定資産除却費	1,627 有形固定資産除却 1,627

令和4年度 嬉野市下水道事業会計補正予算（第2号）説明書
資本的收入及び支出
収 入

款	項	目	既決予算額	補正予算額	計	説 明		
						節	金 額	備 考
			(千円)	(千円)	(千円)		(千円)	(千円)
1 資本的收入			411,713	△ 3,950	407,763			
	5 負担金等		18,140	△ 3,950	14,190			
		1 農業集落排水加入者分担金	1,500	△ 300	1,200			
						農業集落排水加入者分担金	△ 300	農業集落排水加入者分担金 △300
		2 公共下水道加入者負担金	3,750	1,050	4,800			
						公共下水道加入者負担金	1,050	公共下水道加入者負担金 1,050
		3 市営浄化槽加入者分担金	12,890	△ 5,000	7,890			
						市営浄化槽加入者分担金	△ 5,000	市営浄化槽加入者分担金 △5,000
		4 農業集落排水新規加入金	0	300	300			
						農業集落排水新規加入金	300	農業集落排水新規加入金 300

令和4年度 嬉野市下水道事業会計補正予算（第2号）説明書
資本的收入及び支出
支 出

款	項	目	既決予算額	補正予算額	計	説明		
						節	金額	備考
			(千円)	(千円)	(千円)		(千円)	(千円)
1	資本の支出		591,488	26	591,514			
	1	建設改良費	216,881	26	216,907			
		2 処理場建設改良費	161,203	26	161,229			
						負担金	26	特別賦課金 26

議案第 17 号

令和5年度 嬉野市一般会計予算

令和5年度嬉野市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,129,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳入歳出予算

第1表 (歳入)

(単位: 千円)

款	項	金	額
1 市税			2,565,517
	1 市民税		1,045,642
	2 固定資産税		1,173,968
	3 軽自動車税		108,941
	4 市町村たばこ税		170,608
	5 入湯税		66,358
2 地方譲与税			106,900
	1 地方揮発油譲与税		20,000
	2 自動車重量譲与税		66,000
	3 森林環境譲与税		20,900
3 利子割交付金			2,000
	1 利子割交付金		2,000
4 配当割交付金			4,000
	1 配当割交付金		4,000
5 株式等譲渡所得割交付金			4,000
	1 株式等譲渡所得割交付金		4,000
6 法人事業税交付金			25,000
	1 法人事業税交付金		25,000
7 地方消費税交付金			530,000
	1 地方消費税交付金		530,000
8 環境性能割交付金			8,100
	1 環境性能割交付金		8,100
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金			300
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金		300

		(単位：千円)	
款	項	金	額
10 地方特例交付金			19,000
	1 地方特例交付金		19,000
11 地方交付税			4,750,000
	1 地方交付税		4,750,000
12 交通安全対策特別交付金			3,100
	1 交通安全対策特別交付金		3,100
13 分担金及び負担金			80,505
	1 分担金		3,164
	2 負担金		77,341
14 使用料及び手数料			246,918
	1 使用料		47,705
	2 手数料		199,213
15 国庫支出金			2,404,587
	1 国庫負担金		2,045,999
	2 国庫補助金		353,152
	3 委託金		5,436
16 県支出金			1,519,510
	1 県負担金		818,474
	2 県補助金		646,895
	3 委託金		54,141
17 財産収入			37,460
	1 財産運用収入		36,456
	2 財産売却収入		1,004
18 寄附金			3,300,003
	1 寄附金		3,300,003

(単位：千円)

款	項	金 額
19 繰入金		2,668,782
	1 特別会計繰入金	3
	2 基金繰入金	2,668,779
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		475,242
	1 延滞金、加算金及び過料	2,000
	2 市預金利子	50
	3 貸付金元利収入	224,000
	4 受託事業収入	585
	5 雑収入	248,607
22 市債		378,075
	1 市債	378,075
歳 入 合 計		19,129,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		151,811
	1 議会費	151,811
2 総務費		5,890,414
	1 総務管理費	5,605,921
	2 徴税費	155,716
	3 戸籍住民基本台帳費	83,614
	4 選挙費	17,524
	5 統計調査費	10,255
	6 監査委員費	17,384
3 民生費		5,828,557
	1 社会福祉費	2,877,944
	2 児童福祉費	2,388,107
	3 生活保護費	562,406
	4 災害救助費	100
4 衛生費		1,252,716
	1 保健衛生費	383,791
	2 清掃費	788,878
	3 上水道費	80,047
5 労働費		18,159
	1 労働諸費	18,159
6 農林水産業費		779,237
	1 農業費	677,135
	2 林業費	101,892
	3 水産業費	210

(単位：千円)

款	項	金 額
7 商工費		486,601
	1 商工費	486,601
8 土木費		1,248,544
	1 土木管理費	56,996
	2 道路橋りょう費	271,322
	3 河川費	26,568
	4 都市計画費	853,521
	5 住宅費	9,944
	6 新幹線費	30,193
9 消防費		562,917
	1 消防費	562,917
10 教育費		1,155,779
	1 教育総務費	217,260
	2 小学校費	219,161
	3 中学校費	115,441
	4 社会教育費	289,058
	5 保健体育費	314,859
11 災害復旧費		440,472
	1 農林水産施設災害復旧費	151,454
	2 公共土木施設災害復旧費	289,018
12 公債費		1,293,793
	1 公債費	1,293,793
13 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出	合 計	19,129,000

第 2 表 継 続 費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年 度	年 割 額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎整備関連事業(令和5年度設定分)	249,513	令和5年度	141,752
				令和6年度	105,561
				令和7年度	2,200
3 民生費	2 児童福祉費	子ども・子育て支援事業計画策定	6,523	令和5年度	3,113
				令和6年度	3,410

第 3 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
ふるさと応援寄附金に係る委託料	令和6年度から令和10年度まで	各年度の予算で定める額
移住促進事業	令和6年度から令和7年度まで	各年度の予算で定める額
コミュニティ活動保険料	令和6年度	予算で定める額
市報作成に係る委託料	令和6年度	予算で定める額
行政番組制作に係る委託料	令和6年度	予算で定める額
高齢者食の自立支援事業に係る委託料	令和6年度から令和8年度まで	各年度の予算で定める額
認定こども園整備事業に係る補助金	令和6年度	予算で定める額
市道維持補修業務	令和6年度	予算で定める額
非接触型入札及び契約管理システム運用	令和6年度	予算で定める額
コアシステム賃借料	令和6年度	予算で定める額

第 4 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
地域農業水利施設 ストックマネジメント事業	千円 5,600	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
道路メンテナンス事業	千円 12,700	〃	〃	〃
都市公園施設長寿命化 対策支援事業	千円 6,700	〃	〃	〃
消防施設整備事業	千円 52,100	〃	〃	〃
学校施設長寿命化改良事業	千円 7,100	〃	〃	〃
現年農地・施設災害復旧事業	千円 2,400	〃	〃	〃

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
現年林道災害復旧事業	千円 400	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
現年公共土木施設 災害復旧事業	千円 1,000	〃	〃	〃
市道永尾線地すべり 災害復旧事業	千円 86,300	〃	〃	〃
過年農地・施設災害復旧事業	千円 1,400	〃	〃	〃
合併特例事業	千円 86,300	〃	〃	〃
臨時財政対策債	千円 55,275	〃	〃	〃

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業一般会計出資債	千円 60,800	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	千円 378,075			

議案第 18 号

令和 5 年度 嬉野市国民健康保険特別会計予算

令和 5 年度嬉野市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 564, 020 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500, 000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月 28 日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳入歳出予算

第1表 (歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		505,119
	1 国民健康保険税	505,119
2 使用料及び手数料		200
	1 手数料	200
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		2,773,626
	1 県補助金	2,773,626
5 財産収入		97
	1 財産運用収入	97
6 繰入金		277,470
	1 他会計繰入金	277,469
	2 基金繰入金	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		7,505
	1 延滞金、加算金及び過料	2,001
	2 雑入	5,504
9 市債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
歳入	合計	3,564,020

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		60,607
	1 総務管理費	56,172
	2 徴税費	1,543
	3 医療費適正化特別対策事業費	2,892
2 保険給付費		2,641,042
	1 療養諸費	2,259,099
	2 高額療養費	370,412
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	9,504
	5 葬祭諸費	1,500
	6 傷病手当金	525
3 国民健康保険事業費納付金		809,964
	1 医療給付費	609,466
	2 後期高齢者支援金等	153,702
	3 介護納付金	46,796
4 保健事業費		45,025
	1 特定健康診査等事業費	35,389
	2 保健事業費	9,636
5 基金積立金		97
	1 基金積立金	97
6 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
7 財政安定化基金拠出金		211
	1 財政安定化基金拠出金	211

(単位:千円)

款	項	金額
8 公債費		69
	1 公債費	69
9 諸支出金		5,004
	1 償還金及び還付加算金	5,002
	2 繰出金	2
10 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出	合計	3,564,020

歳入歳出予算

第1表 (歳入)

(単位:千円)

款	項	金額
1 財産収入		25
	1 財産売払収入	1
	2 財産運用収入	24
2 繰入金		91,169
	1 一般会計繰入金	91,169
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入		91,195

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国民健康保険事業 (財政安定化基金貸付金)	千円 1	普通貸借又は 証券発行	無利子	佐賀県国民健康保険財政安定化基金条例に定められた融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	1			

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 土木費		33,512
	1 都市計画費	33,512
2 公債費		57,183
	1 公債費	57,183
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳出	合計	91,195

議案第 19 号

令和5年度 嬉野市後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度嬉野市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ419,829千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和5年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳入歳出予算

第1表 (歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		276,618
	1 後期高齢者医療保険料	276,618
2 使用料及び手数料		70
	1 手数料	70
3 繰入金		141,854
	1 一般会計繰入金	141,854
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,286
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	754
	3 特定健康診査等受託費	529
	4 雑入	2
歳入合計		419,829

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		3,668
	1 総務管理費	231
	2 徴収費	2,843
	3 保健事業費	594
2 後期高齢者医療広域連合納付金		415,292
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	415,292
3 諸支出金		755
	1 償還金及び還付加算金	754
	2 繰出金	1
4 公債費		14
	1 公債費	14
5 予備費		100
	1 予備費	100
歳出	合計	419,829

議案第 20 号

令和5年度嬉野市嬉野都市計画事業 嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計予算

令和5年度嬉野市の嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91,195千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和5年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

令和5年度 嬉野市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度嬉野市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	4,121 戸
(2) 年間総処理水量	1,196 千m ³
(3) 一日平均処理水量	3,276 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 農業集落排水機器更新設計及び工事	74,700 千円
(ロ) 公共下水道舗装復旧工事	52,000 千円
(ハ) 市営浄化槽設置工事	99,893 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	下水道事業	収益	831,042 千円
第1項	営業	収益	211,439 千円
第2項	営業外	収益	619,603 千円
		支 出	
第1款	下水道事業	費用	817,691 千円
第1項	営業	費用	732,780 千円
第2項	営業外	費用	81,911 千円
第3項	予備	費用	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額146,519千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,263千円、前年度分損益勘定留保資金42,281千円、当年度分損益勘定留保資金90,975千円で補てんするものとする。)

		収 入	
第1款	資本的	収入	505,594 千円
第1項	企業	債	409,600 千円
第2項	他会計	補助金	38,450 千円
第3項	国庫	補助金	39,404 千円
第4項	負担	金等	18,140 千円
		支 出	
第1款	資本的	支出	652,113 千円
第1項	建設改良	費用	261,436 千円
第2項	企業債償還	金	390,677 千円

令和5年度 嬉野市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度嬉野市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	4,121 戸
(2) 年間総処理水量	1,196 千m ³
(3) 一日平均処理水量	3,276 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 農業集落排水機器更新設計及び工事	74,700 千円
(ロ) 公共下水道舗装復旧工事	52,000 千円
(ハ) 市営浄化槽設置工事	99,893 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	下水道事業	収益	831,042 千円
第1項	営業	収益	211,439 千円
第2項	営業外	収益	619,603 千円
		支 出	
第1款	下水道事業	費用	817,691 千円
第1項	営業	費用	732,780 千円
第2項	営業外	費用	81,911 千円
第3項	予備	費用	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額146,519千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,263千円、前年度分損益勘定留保資金42,281千円、当年度分損益勘定留保資金90,975千円で補てんするものとする。)

		収 入	
第1款	資本的	収入	505,594 千円
第1項	企業	債	409,600 千円
第2項	他会計	補助金	38,450 千円
第3項	国庫	補助金	39,404 千円
第4項	負担	金等	18,140 千円
		支 出	
第1款	資本的	支出	652,113 千円
第1項	建設改良	費用	261,436 千円
第2項	企業債償還	金	390,677 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
脱水汚泥・し渣（収集・運搬・処分）に係る委託料	令和6年度	予算で定める額
佐賀西部広域水道企業団徴収委託料	令和5年度から令和7年度まで	各年度の予算で定める額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業	199,600千円	普通貸借又は証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
公営企業会計適用事業	3,600千円	〃	〃	〃
資本費平準化債	206,400千円	〃	〃	〃

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- ・消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- ・職員給与費 51,219千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業費用及び資本的支出の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、447,098千円である。

令和5年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

議案第 2 2 号

損害賠償の額を定め和解することについて

下記のとおり損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により議会の議決を求める。

記

1 事故の内容

早朝、相手方が散歩中、歩道上の街路灯の基礎工事穴に被せてあったコンパネ板を踏んだところ、コンパネ板が経年で老朽化していたため穴が開き、両足ひざから下をケガした。

2 事故発生年月日 令和 3 年 7 月 2 4 日

3 事故発生場所

嬉野市嬉野町大字下宿甲 7 8 番 1 地先（市道 新幹線嬉野温泉駅 3 号線）

4 損害賠償の額 金 1, 1 3 6, 7 4 6 円

5 損害賠償及び和解の相手方

6 和解の内容

本市は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、上記 4 の金額を相手方指定口座に支払う。なお、本件示談の他、本市と相手方間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

令和 5 年 2 月 2 8 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 損害を受けた被害者である相手方に対し、その損害を賠償し、和解するため。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 佐賀県嬉野市塩田町馬場下甲1825番地

氏 名 八田 定文

昭和35年1月18日生

令和5年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める必要がある。